



埼玉県報

第 3001 号
平成 30 年(2018 年)
5 月 11 日
金曜日

目次

告示

- 平成 30 年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 平成 22 年度埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額について）の一部を改正する告示（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 西吉見南部土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 和光都市計画事業和光北インター地域土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 川口栄町 3 丁目銀座地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示（八潮新都市建設事務所）
- 県道松伏春日部関宿線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道松伏春日部関宿線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 県立病院料金収納事務の委託（経営管理課）

告示

埼玉県告示第五百三十号

平成三十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	南古谷第三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡六	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
秩父市	神岡第二	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
秩父市	向平	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
秩父市	神岡第三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
飯能市	双柳第八	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
飯能市	双柳第九	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
東松山市	東松山十二地区	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十二	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十三	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十七	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百三十一号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、九三〇円」を「四、九四〇円」に、「五、一五〇円」を「五、一二〇円」に、「四、九四〇円」を「四、九〇〇円」に、「二、六七〇円」を「二、六三〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク西方店

埼玉県越谷市大字西方字上手三千六一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

平成二十七年二月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年四月十三日

二 縦覧期間

平成三十年五月十一日から平成三十年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年五月十一日から平成三十年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西吉見南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	金子武徳	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見百二十八番地
同	栗田重行	同 同 北吉見四百六十六番地
同	森田和昭	同 同 北吉見八百三十六番地
同	大澤紀夫	同 同 北吉見千二百九十一番地二
同	舟橋一雄	同 同 南吉見八十六番地
同	戸田秀男	同 同 南吉見千六百六十九番地
同	笠原利一	同 同 久米田六百六十一番地一
同	森田克未	同 同 久米田九百三十二番地
同	小池貴史	同 同 南吉見千五百二十八番地二
同	金子正夫	同 同 南吉見千四百五十番地
同	鈴木克己	同 同 和名九百二十番地一
同	長島博	同 同 久保田七百三十二番地
同	森田義政	同 同 東松山市大字大谷二千九百五十三番地
監事	舟橋正一	同 同 比企郡吉見町大字南吉見五百七十二番地
同	内山文雄	同 同 久米田三百九十二番地三
同	新島公久	同 同 南吉見千四百六十一番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	金子正夫	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百五十番地
同	舟橋正一	同 同 南吉見五百七十二番地
同	小島太郎	同 同 久米田六百九十番地
同	舟橋憲一	同 同 南吉見二百六十八番地
同	森田正夫	同 同 北吉見百六十二番地一
同	森田和昭	同 同 北吉見八百三十六番地
同	栗田利司	同 同 北吉見九百番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同
鈴木克己	杉田金三郎	石井実	森田義政	長澤和枝	小池貴史	新島武男	森田克未	小嶋善博
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	比企郡吉見町大字北吉見五百三十一番地	東松山市大字大谷二千九百五十三番地	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
和名九百二十番地一	南吉見千六百七十五番地			久保田二百六十四番地	南吉見千五百二十八番地	南吉見千四百八十四番地	久米田九百三十二番地	久米田四百八番地

告 示

埼玉県告示第五百三十五号

平成二十九年埼玉県告示第六百二十九号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十一日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十六号

平成二十九年埼玉県告示第千二百十九号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である越生町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により和光北インター地域土地区画整理組合から和光都市計画事業和光北インター地域土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 田中 宣充

住所 埼玉県川口市栄町三丁目十三番二号

告 示

埼玉県告示第五百三十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に、「予約金」を「契約保証金」に改める。

第十四条第二項中「とき」の下に「、又は契約代金を受領し当該保留地を引き渡す前に第二十一条第一項の規定により契約を解除したとき」を加える。

第十七条第一項中「様式第六号」の下に「又は様式第六号の二」を加える。

第十八条の見出しを「（契約保証金）」に改め、同条第一項、第二項、第三項及び第五項中「予約金」を「契約保証金」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条第一項の規定により県と契約を締結した者（以下「契約者」という。）が次条の期間内に同条に規定する金額を納入しないときは、契約保証金は、県に帰属する。

第十九条中「第十七条第一項の規定により県と契約を締結した者（以下「契約者」という。）」を「契約者」に、「予約金」を「契約保証金」に改める。

第二十一条第一項第一号中「契約者が」の下に「第十九条の期間内に同条に規定する金額を納入しないときその他」を加える。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

保留地入札参加申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

氏 名（法人にあつては、名称）

㊞

電話番号

下記の保留地の処分の入札に参加したいので、草加都市計画事業八潮南部西一体型
特定土地区画整理事業保留地処分規程第3条の規定により申し込みます。

記

保 留 地 番 号	街 区 番 号	画 地 番 号	地 積
			m ²
申 込 理 由 (利 用 目 的)			

様式第2号（第11条関係）

保留地抽選参加申込書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

氏 名（法人にあつては、名称）

㊟

電話番号

下記の保留地の処分の抽選に参加したいので、草加都市計画事業八潮南部西一体型
特定土地区画整理事業保留地処分規程第11条の規定により申し込みます。

記

保 留 地 番 号	街 区 番 号	画 地 番 号	地 積
			m ²
申 込 理 由 (利 用 目 的)			

様式第3号（第15条関係）

保留地買受け申込書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

氏 名（法人にあつては、名称）

㊞

電話番号

下記のとおり保留地を買い受けたいので、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定
土地区画整理事業保留地処分規程第15条第2項の規定により申し込みます。

記

保留地番号	街区番号	画地番号	地積
			m ²
申込理由 (利用目的)			

様式第四号中「予 約 金」を「契 約 保 証 金」に
改める。

様式第六号中「予約金」を「契約保証金」に、「乙の責に」を「乙の責めに」に、
「当該保留地」を「本件保留地」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第6号の2（第17条関係）

保留地売買契約書

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行者埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、保留地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、次に掲げる保留地（以下「本件保留地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 保留地番号 | |
| (2) 街区番号 | 街区 |
| (3) 画地番号 | 画地 |
| (4) 地積 | m ² |

（契約代金）

第2条 本件保留地の契約代金は、金 円
（1平方メートル当たり 円）とする。

（契約代金等の支払）

第3条 乙は、金 円を 年 月 日までに甲が指定する方法で納付しなければならない。

2 乙が契約保証金として納付した金 円は、前条の契約代金に充当する。

（違約金の徴収）

第4条 乙は、前条第1項に定める期限までに、同項に規定する額を納入しなかったときは、遅延日数に応じ、第2条の契約代金に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（保留地の使用）

第5条 甲は、売買代金を受領したときは、遅滞なく本件保留地を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により本件保留地の引渡しを受けたときは、本件保留地を使用し、又は収益することができる。

（契約書の更正）

第6条 本件保留地について出来形確認測量により地積の増減があったときは、その地積の増減に応じ第2条の単価により算出した金額をもって清算し、本契約書の更正（地積及び契約代金に係る部分に限る。）をするものとする。ただし、その地積の増減が1平方メートル以下である場合は、清算は行わない。

（瑕疵担保責任）

第7条 本件保留地は草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の同意を得た「付け保留地」であるため、隠れた瑕疵がある場合であっても甲はその責めを負わないものとする。

（所有権移転の時期）

第8条 保留地の所有権移転の時期は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項に規定する換地処分の日（以下この条において「換地処分の日」という。）以前に契約代金が完納されたものについては、換地処分の日翌日とする。ただし、契約代金が完納されていないものについては、契約代金が完納された日の翌日とする。

（所有権移転の登記）

第9条 本件保留地の所有権移転の登記は、契約代金が完納され、かつ、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後、甲が所轄法務局に囑託して行うものとする。

2 前項の場合において、登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の解除）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除できるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成18年埼玉県告示第803号）の規定又はこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙から契約を解除したい旨の申出があったとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（契約解除に伴う原状の回復）

第11条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、速やかに自己の費用で本件保留地を原状に回復して返還しなければならない。

2 乙が原状回復を行わない場合には、甲は乙に代わり、本件保留地を原状に回復することができるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由以外の事由により契約を解除する場合には、前2項の規定は適用しない。

（契約代金の還付）

第12条 甲は、第10条の規定により契約の解除があり、前条第1項の規定による本件保留地の返還があったときは、乙に対し契約代金から契約保証金を差し引いた額を還付するものとする。

2 甲は前項の規定により還付するに当たり、前条第2項の規定により乙が負担する費用があるときは、その費用の金額を控除して還付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、乙から契約を解除したい旨の申出があった場合で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約代金が完納されるまでの間に限り、乙が既に納付した金額の全額を還付することができる。

(1) 本件保留地が災害により使用できなくなったとき。

(2) 乙が死亡したとき。

(3) 契約後に、甲と保留地担保協定を締結している金融機関の審査等により融資が得られず、資金確保が困難となったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、乙の責めに帰すべき事由以外の事由によるとき。

4 前3項の規定により還付する金額には、利子を付さない。

（契約の費用）


第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（定めのない事項）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
甲 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業
施行者 埼玉県
代表者 埼玉県知事 

住 所

乙

氏 名 

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松伏春日部関宿線
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
幸手市大字惣新田字九郎右エ門二七 七四番二地先から同市大字惣新田字 三田三八六五番地先まで		区 間
九・八〇〇 一五・二四	七・九四〇 一八・四六	敷地の幅員 (メートル)
八三五・八一	八五二・一二	延長 (メートル)
堤防強化に伴う付け替え工事である。		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>松伏春日部関宿線</p>	<p>路線名</p>
<p>幸手市大字惣新田字九郎右エ門二七七 四番二地先から同市大字惣新田字三田 三八六五番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年五月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年五月十一日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第五号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長 八三五・八一メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年五月十一日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年四月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市扇台三丁目千七百七十七―一の一部、―四の一部、―五の一部、―十三、―十四の一部、―十五、久保稻荷四丁目二十八の一部、三十三の一部、三十四の一部、及び扇台三丁目前百七十七―四、―十三、―十四、―十五、久保稻荷四丁目二十八、三十三、三十四の各先</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百七十七―二十の一部、―二十一の一部、―三十六、―三十七</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十五・七</p> <p>十一・六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>四・〇</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年四月二十七日
指定に係る道路の位置	埼玉県入間市河原町千三百番五、千三百七番七、千三百七番十六、千三百七番二十八の各一部及び河原町千三百番五、千三百三番三、千三百三番十三、千三百七番七、千三百七番十六、千三百七番二十八の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二十二・六六
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・二から五・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十七年六月十九日第五号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成三十年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

取消番号	第二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成三十年 四月二十七日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県入間市河原町千三百番五、千三百七番七、 千三百七番十六、千三百七 番二十八の各一部及び河原 町千三百番五、千三百三番 三、千三百三番十三、千三 百七番七、千三百七番十六、 千三百七番二十八の各先
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十二・六六
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇

告示

埼玉県病院事業告示第七号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年五月十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 信介	平成三十年五月一日から平成三十一年九月三十日まで
埼玉県立がんセンター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 信介	平成三十年五月一日から平成三十一年九月三十日まで
埼玉県立小児医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 信介	平成三十年五月一日から平成三十一年九月三十日まで
埼玉県立精神医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 信介	平成三十年五月一日から平成三十一年九月三十日まで